参考資料（６）

全日本遊技事業協同組合連合会（全日遊連）は内閣総理大臣認可（国家公安委員会・警察庁管轄）の団体です

サイトのご利用について

全日本遊技事業協同組合連合会（略称：全日遊連）

ときめきを、文化に 全日遊連

お客様へお願いします。幼い命を車内放置事故から守りましょう！

page top

お客様へお願いします

幼い命を車内放置事故から守りましょう！

全日遊連の全国各ホールでは、駐車場の車内に幼児が放置されて熱中症で亡くなられたり、親御さんが目を離した隙に事故に遭われるような痛ましい事故を根絶するため、お子様連れでのご来店を固くお断りしています。
また、こうした幼児の事故防止の取組みの一環として、事故防止ポスターの掲示、店内アナウンスによる注意喚起、ホールスタッフによる駐車場の定期的な巡回などを実施しています。

車内に残されたお子様を見かけたら至急通報を！

次代を担う幼い命を、こうした悲しい事故から守るためにも、お客様がお車でホールに来場された際、またお帰りの際に、駐車場内やその周辺で、車内に放置されたお子様を見かけましたら、至急、ホールまたは警察署への通報をお願いします。
幼児の車内放置事故根絶のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

車内放置は「児童虐待」です！

日本では「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）において、
「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすること」(第2条)
と定義され、その行為として
「児童の長時間の放置することや、保護者としての監護を著しく怠ること」（第3項）
があげられています。
児童を車内のみならず、自宅などに放置することも、この法律に抵触する「児童虐待」にほかなりません。
また、同法律においては、
「発見した者全てが児童相談所等に通報の義務がある（第5条）」
とも定められています。
ホール駐車場における車内放置を含め、「児童虐待」を発見された際は、各児童相談所、もしくは警察に通報してください。

- 子ども事故未然防止事案報告（２０２１（令和３）年度）
- 子ども事故未然防止事案報告（２０２０（令和２）年度）
- 子ども事故未然防止事案報告（２０１９（令和元）年度）
- 子ども事故未然防止事案報告（H30年度）
- 子ども事故未然防止事案報告（H29年度）
- 発見報告数一覧表（2017年度～2021年度）

COPYRIGHT ©全日本遊技事業協同組合連合会 All rights Reserved.